

## 佐賀西部広域水道企業団パンフレット等作製・印刷業務仕様書

### 1 目的

佐賀西部広域水道企業団で新たに水道事業を開始するにあたり、わかりやすく読みやすいパンフレット、リーフレット（以下「パンフレット等」という。）を作成し、用水供給事業及び水道事業について来庁者、浄水場見学者等へ満足度の高い情報提供を行うことを目的とする。

### 2 履行期間

契約締結日から令和2年12月18日まで。

### 3 委託する業務内容

受注者は、本仕様書に基づいて実施する以下の業務を行うものとする。

- (1) パンフレット等に係る企画、取材、写真撮影（空撮等含む。）等
- (2) パンフレット等のデザイン、レイアウト、文案作成、必要な画像の提供
- (3) パンフレット等の完成データの作成
- (4) パンフレット等の印刷、納品
- (5) その他パンフレット等の作成に必要な事項
- (6) 上記のほか、本業務に関連する提案（任意）

### 4 配布対象

- (1) パンフレット：視察に訪れる大人（20代～60代。水道需要者、他水道事業体職員、構成団体議会議員等を想定している。）
  - (2) リーフレット：浄水場見学に訪れる小学生（小学4年生）
- 上記のメインターゲット以外にも配布を行うので留意すること。

### 5 仕様

#### (1) パンフレット

ア 規格：A4サイズ、24ページ程度、中綴じ（予算の範囲内であれば、ページ数の増は問わない。）

イ 色数：4色フルカラー

ウ 紙質：コート、135k

#### (2) リーフレット

ア 規格：A4サイズ、6ページ程度、三巻折り（予算の範囲内であれば、ページ数の増、綴じ方の変更は問わない。）

イ 色数：4色フルカラー

ウ 紙質：コート、135k

## 6 デザイン等

- (1) パンフレット等のデザイン、レイアウト、記載内容等の詳細については、協議により決定する。
- (2) 本業務により作成されるデザイン、写真等すべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、所有権等は、業務完了後発注者に譲渡するものとする。
- (3) 成果品の所有権は、受注者が発注者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、受注者から発注者に移転するものとする。
- (4) 成果品は、発注者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）できるものとする。

## 7 成果品

- (1) パンフレット 1,000部
- (2) リーフレット 2,000部
- (3) パンフレット等の電子データ（編集可能なAIデータ、アウトライン化済みのAIデータ、PDFデータ） 一式
- (4) 写真、イラスト、テキスト等データ 一式

## 8 校正

校正作業は、発注者が校了と判断するまで行うものとする。

## 9 業務遂行における留意事項

### (1) 管理責任者の配置

受注者は、本業務の実施にあたって管理技術者を定め、本業務の全般にわたり業務管理を行うこと。

### (2) 提出書類

受注者は、契約締結後速やかに発注者と打合せを行い、各工程について実施計画を立案し、以下に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- ・着手届
- ・技術者届
- ・実施計画書
- ・その他発注者の指定する書類

(3) 関係官公署との折衝

受注者は、本業務遂行中に、関係者又は関係官公署と折衝を必要する事項が生じた場合は、発注者に申し出て指示を受けるものとする。

(4) 権利・義務の譲渡等

受注者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。ただし、事前に発注者へ書面により申請を行い、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

(5) 貸与品

発注者は、本業務に必要と認められる資料を受注者に貸与するが、受注者は亡失、汚損、破損等の無いよう取扱いには十分注意するものとする。

(6) 個人情報保護

受注者は、個人情報を取り扱う際に、個人情報の保護に関する法律及び佐賀西部広域水道企業団個人情報保護条例等を遵守し、情報の漏洩等に十分注意すること。

(7) 秘密の保持

受注者は、本業務中に知り得た情報を、発注者の許可なしに他に漏らしたり利用してはならない。本業務の完了後も同様とする。

(8) 事故の処理

受注者は、本業務遂行中に事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告しその指示を受けなければならない。

(9) 損害賠償

受注者は、本業務遂行中に第三者に与えた損害については、受注者が責任を持って賠償しなければならない。

(10) 成果品の帰属

本業務で得られた成果は全て発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく第三者に公表、貸与してはならない。

(11) 瑕疵等

受注者は、本業務完了後において受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

## 10 疑義

本仕様書及び特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。